

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、吉見町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和三年四月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
吉見町コミュニティセンター	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四百十一番地	吉見町長	百五十人